

Title	富澤清人『中世荘園と検注』富澤清人遺稿集刊行委員会編『中世荘園への道：富澤清人の世界』
Sub Title	
Author	村石, 正行(Muraishi, Masayuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.3/4 (1999. 5) ,p.167(391)- 181(405)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990500-0167

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

富澤清人『中世莊園と検注』

富澤清人遺稿集刊行委員会編『中世莊園への道—富澤清人の世界』

村石正行

はじめに

富澤清人氏が亡くなられて四度目の春を迎えるとし
てはいる。その間、生前に氏と親交の深かった人々が中心
となつて、氏の代表的な論文がまとめられた。すなわち
『中世莊園と検注』（以後本書評では『検注』と略記）、
『中世莊園への道—富澤清人の世界』（以後『道』と略
記）の一冊の遺稿集である。この両書は、氏の「中世農
民論」、検注を柱とした「土地所有論」、さらに、氏の
「歴史教育」にたいする姿勢を示すものと言えるであろ
うし、今後の研究進展に大いに寄与する書であることは
言うまでもない。ただ、それを遺稿集というかたちで
我々が手にしなくてはならないことはあまりに悲しむべ
き事実である。

氏は言葉を大事にされた。史料用語の一言隻句注意を
払うことを教えられた。評者がまだ学生の頃、氏は古辞
書の大切さを説かれ、「歴史用語は当時の使われ方にも
どつて確認すること」を教えられた。初学者用のテキス
トに「雑筆要集」を選ばれたり、氏の論文には「名語
記」など中世前期の古辞書を引用される場面が多いなど、
こうした姿勢は氏の一貫した研究態度でもあつた。この
両書にもその姿勢が貫ぬかれていることは読者諸氏がお
読みいただいてもおわかりだと思う。

『検注』については、刊行後既に数編の書評があらわ
され、的確な批評がなされているなかで、門外の私が改
めて付言する必要はない。だが、その後『道』が氏の三
周忌に併せて私家版のかたちで刊行された。これを機に、
更に多くの方々にこれらを手に取つて、両書を連環して

お読みいただきたく思う。非才を省みずあえて両書を併せて書評させていただくのはこのためである。趣旨の理解いただきたい。

一

遺稿集の構成は以下の通りである（括弧内は初出年。下段番号は初出年順をしめすため評者が便宜的に付したもの）。

『検注』

プロローグ

中世の土地台帳の世界（一九九〇年）⑪
森林ごとの鳥居（一九九一年）⑬

第一部 中世の検注

第一章 検注と田文（一九九一年）⑫
第二章 中世検注の特質（一九八二年）⑤
第三章 勘料について（未発表）⑯
付論 「枚目録」考（一九八三年）⑦

第二部 莊園体制下の村落と農民

第一章 莊園体制下における村落と農民（一九七六年）④

第二章 東大寺領水無瀬荘と莊民（一九七五年）
四年）②

③

第三章 「在家」の身分的性格について（一九七

エピローグ

土用に思うこと（一九九三年）⑭

解説（保立道久）

あとがき（峰岸純夫）

富澤清人著作・発表目録／索引

『道』

本編

第一章 莊園体制の社会と経済（一九八二年）⑥
第二章 鎌倉期東国 の在地構造研究のためのノート—香取文書を中心にして（一九七一年）
①

第三章 中世の名寄帳について（一九八三年）⑧
第四章 『資料画 日本の歴史』（一九八七年）⑨
第五章 中世史断章（一九八七年）⑩

第六章 辞典項目抄

一 中世の度量衡
二 土地制度そのほか

付編

一 批判と書評

〈批判〉 富澤清人報告「莊園制下における村落と農民」（木村茂光）

〈書評〉 富澤清人著『中世莊園と検注』（木村茂光）

〈書評〉 富澤清人著『中世莊園と検注』（山本隆志）

二 追悼文

小淵忠司／高橋貴／武田忠利／徳田秀子／仁平義孝／藤木久志／舟越香郎／山崎勇／富澤千里

出典紹介／編集後記

まず『検注』から見ていくことにしよう。

プロローグの二編で、一見無味乾燥にみえる土地台帳の中から、様々な情報を抽出できることを「名語記」を使いながら具体的に叙述する。例えば、検注の実施日から一日の検注範囲を割り出し、実検以外の「居合」「目算」という大雑把な検注の存在を指摘している。これは第一部「中世の検注」への伏線となる。また、中世の

人々の土地に対する意識も取り上げ、犯土を恐れる彼らの意識と検注の関係、すなわち検注＝「取る」＝土地を傷つける、という興味深い暗示がなされている。このプロローグの小品二編は、大袈裟に言えば氏の問題意識を集約的にあらわしたものとして、本書に収められた諸論文の輪郭をより鮮明ならしめていると言えよう。

本書は二部構成になつており、第一部「中世の検注」は八〇年代から九〇年代にかけて発表された中世検注に関する論文によつて構成されている。「検注と田文」、「中世検注の特質」、「勘料について」の三編と付論「『枚目録』考」が収められている。発表順に見ていただきたいと思う。

⑤「中世検注の特質—取帳と目録を通じて」（『日本史研究』二三三、一九八二年）は、検注帳にはじめて史料的な検討を加えた最初の研究と言える論文で、以後

検注に関する理解が大きく高められた。氏はまず、取帳の検討から始められる。それまで単に收取台帳を作成するための基礎的な台帳と位置づけられてきた取帳であったが、氏は收取台帳が作成された後にあってもこの取帳が保存されることに着目し、取帳 자체にもつと固有の存在意義があつたのではないかとの仮説を立てる。そして

『雜筆要集』の取帳の雛形を取り上げ、「取帳」の原型が条里図のような耕地片の所在を示す図に求められることを導き出し、一度作成された「取帳」が「以後の検注の手がかりとして莫大な労力を省く」ことになり、それ故後世に保存され得ることを述べられている。更に、取帳の役割には「検注時点での耕地の状況と面積の確定」、「一筆ごとの名請人の確定」、「領主の下地進止権の確定」があることを丹念に史料を博搜され明らかにされた。これらにより「取帳」が一時的なものではなく、それ自体が持続性をもつた保存されるべき性格をもつていたこと、単に収取台帳の基礎となる書上げとは言えぬ重要な意味があつたことを見事に論証されているのである。同様に

「目録」も「取帳のまろかし（集計）」というような単純な意味でなく、独自の機能があることを第二節で明らかにされている。永仁四年の安芸国新勅旨田内検帳を検討し、「目録」が「取帳」にはあらわれない除田や斗代を名寄作業によつて確定し集計・整理した結果を示したものであるとした。また、「目録」自体が土地の移動の確認をする公験たるべき性格を有することも述べる。この「目録」が確定するために行われるのが検注使と莊官とでおこなう「読合」であった。なお目録自体の氏の見解

は既に一九七五年「東大寺領水無瀬莊と莊民」（『検注第一二部第二章収録』）で、名寄作業については口頭報告「中世の名寄帳について」（一九八三年度日本古文書学会大会報告。『道』本編第三章に口頭報告記録を収載）で示されている。

以上のように、本論文によつて検注の一連の過程が鮮明に浮かび上がつたことになり、周知のようにこの分野の研究が大きく前進することになった。それはそれまで無味乾燥と等閑視されてきた土地帳簿類を丹念に検討した氏の史料学的な方法によるところが大きい。またその方法は史料中に現れる片言隻句をもおろそかにしない氏の態度に支えられていた。

この姿勢が短い小編ながらもよく示されているのが⑦『枚目録』考（『国史研究会年報』四、一九八三年）である。史料集のなかで「枚目録^{ママ(数カ)}」などと表記されているなじみ少ない用字を氏は原本にもどつてこれを「枚目録」であると改めて確認し、「ヒラ目録」と読むことを明らかにした。『平安遺文』、『鎌倉遺文』などの史料集、近年の地方自治体史の史料集刊行など、これらを利用できる現在の研究状況は氏がこれを書かれた頃よりも数段良くなつていてはずである。しかし、自分自身を振り

返つてみて安易に刊本に頼りすぎているのではないかと、いう反省の念がこみ上げる。この文章を読み返してみて、改めて刊本史料集の持つ隠れた恐ろしさと原本へ常に立ち返る意味の重要さを氏は今も教えてくれているのである。

以上のような氏の検注論を体系化したと言るべきものが、『講座日本荘園史』にものされた⑫「検注と田文」（『講座日本荘園史』二、吉川弘文館、一九九一年）であろう。

氏が「地域的偏差の著しい中世社会にあつて、まぎりなりにも同じ様な手続きを踏んだ検注が行なわれ、形式を同じくする土地台帳が作成されていることは、かえつて注目すべき事であろう。この地域的偏差や歴史的条件の違いを越えたところで、田地に関する強いこだわりを窺うことができる」（本書二〇頁）と述べるところに氏の中世的土地所有に対する問題意識の所在を読みとれる。

そして、支配の基本となる土地台帳を作成する土地調査、すなわち検注にこそ中世的な土地所有の特質が集約的に具現されるとしたのである。

氏は別の稿で、従来の検注論に対する網野善彦氏の「全く架空の数字をもとにした空疎な議論」という批判

を引用しながら、検注帳の史料学的検討を以て初めて中世の土地所有の実態が明らかになつていくことを述べられている（「中世検注の特質」本書六九頁）。

こうした問題意識の中から、氏が検注作法を丁寧に復元していく作業は見事である。この作業の中から明らかにされたことは多岐にわたる。例えば、損・得田という言わば検注ごとに変動する部分を割愛し固定的な部分しか記さない台帳、氏の言葉を借りれば「實際上の田積とズレた政治的な数値」である大田文が、何故生命を保ち続けたのか、という問題設定をされる。「荘園制」という中世固有の大土地所有」の持つ特質を明らかにしようとする氏の方向性が提起されたと言えるだろう。

また、そもそも免田認定に対する審査料であつた勘料が後に定田・除田の区別なく賦課されていく過程にも注目されている。土地の諸権利は代替り毎に認定・安堵されると、いう当該期の土地所有意識に支えられてこそ、中世を通じて勘料が普遍的に徴収されていくのだといふことを述べられている。氏の「中世的な土地所有」に対する一つの理解が投げかけられたと思う。「農民がなぜ当たり前に年貢を支払うのか」という、極めて素朴でかつ本質的な疑問に対する富沢氏の一解答が本稿ではなかつ

たか。

この勘料については、氏は以前より専論として執筆作業を行つていたが、病に倒れ不帰となられて、生前の成稿はならなかつた。幸いに、フロッピー草稿が発見されたことにより、山本隆志氏のご尽力によつて最低限の整序等を経て、初めて公にされることになつた。^⑯ 「勘料について」（未発表遺稿）がそれである。ほぼ完成原稿といつてよく、氏の最後の論文と言える。

続いて、本書第二部に移ろう。第一部には主に七〇年代の論考が収められている。

② 「『在家』の身分的性格について—中世農民論の前進のために—」（『歴史学研究』四一一、一九七四年）は、「百姓・下人」が他方で「在家」として現れるこの意味、中世農民が史料上「在家」として現れることの意味を追求（一九六頁）し、「中世農民が中世社会全体の中にどう位置づけられるのか」（一九七頁）という展望を示そうとした大作。この意気込みは副題にも現れている。

従前より本論文の行論が理論先行で難解きわまる文体であるとされてきた（例えば「回顧と展望」『史学雑誌』八四一五）。確かに七〇年代の富澤氏の仕事は、八〇年代の史料学的な極めて実証的な方法の対極にあるが、そ

れは換言すれば氏は七〇年代に立てられた自身の理論をあたかもを八〇年代に実証と言う形で確認していく作業の結果のようにも思える。例えば本論文第四章部で從来の在家論の方向を総括する。その中で氏は、（A）譲状・売券・寄進状・宛行状等、（B）坪付状・坪付帳、と在家史料を類系され、それぞれの史料の持つ機能を厳密化し、これまでの在家史料の操作上の欠陥を鋭く指摘している。このあたりの氏の基本姿勢、忠実な手法などはまさに「富澤史料論」の真骨頂と言えるのではないか。氏は結論のなかで中世における身分制にふれる。身分編成とは「社会的分業の総括」の方途であるとし、「在家」そのものも中世的身分編成のなかにおける社会的分業の結果であるとする。一面で公的身分を背負う公民でありますながらも、一方で領主階級制度の中で私的人格把握される「在家」は「下人」とは明らかに峻別さるべきものである。この「在家」身分の持つ二面性、その社会的分業の在様に着目してこそ、初めて「百姓支配・下人支配・在家支配」という「中世社会独自のあり方」を貫く指摘はまさに副題に示すとおり中世農民論を前進させるに足るものであつたはずである。残念ながらその後、氏

の提言を受けた議論が展開出来ていないので四半世紀経た現今の状況である。この身分制に関する氏の言及は本書第二部第一章④「莊園体制下における村落と農民」(『歴史学研究』大会別冊、一九七六年)へと引き続く。手近の史料をあげよう。「うり渡申永代之田事。合壱段者。在所せんたの池下。右彼田ハまんそう公事をはつして、永代ようくあるによつて、舟木の当住へ代代物参百文ニ沽渡申所実也(以下略)」(文安五「一四四八」年「庄資冬田地売券」『備中洞松寺文書』)。右の売券の文言を見るまでもなく、夥しい売券・寄進状の中に「外万雜公事」などと記されるような、中世における收取關係の一端を発見することは容易である。この、万雜公事と総称されるような「公事」の発生を捉えて氏は中世固有の身分秩序の形成の契機であるとされる。その場所での公事の負担の積み重ねの事実によつて、莊園における住人と間人の区別がなされるのだとする。この指摘は以下のように評価できよう。農民は公事負担によつて身分を付与されること、また、こうした公事負担は自ずと公事を賦課される領域を規定せしめるものであるということ。従つて公事負担と領域形成、莊園制的村落の形成は不可分であるということ、などである。

本論文に限らず、富澤氏の手法の一つは在地社会の内部構造を丹念に追いながら、一方で当該期の法秩序を以て村落社会を反転させ浮かび上がらせようとする。村法をふくめ幕府法や本所法における字句と実態の乖離を丹念に洗い直すことは我々の大きな課題であるが、氏が百姓身分を語るとき、以上のような村落内での公事負担とそれに規定される身分形成を勘案すれば幕府法に見える「百姓」・「下人」身分はあくまで「外的」な規定であつて、これを厳密にしなければ本質的な意味での身分制の解説にはなりえない、とする一貫したスタンスはまさに正論と言えよう。こうした法と在地実態の乖離についての言及は氏の論文の至る所で見ることが出来るのである。

②・④の農民身分に関する二つの論文と平行して、個別莊園を扱つた③「東大寺領水無瀬莊と莊民」(『史学』四七一一・二、一九七五年)がものされている。水無瀬莊を扱う本論文の意義は大きく二つあると言える。先ず第一に東大寺における住人編成を具体的に取り上げるなかで、氏が、東大寺が寺役という「公事」を賦課する中で農民を莊園制的な身分秩序の中に組み込む事実を克明に述べられた点。それは②・④論文の個別実証といえるものであり説得力がある。第二に、本論文は「文書目

録」を史料学的に耐えうる素材として昇華させ、そして莊園史料として用いた初めての論文であると言った。莊園文書目録の史料的な位置づけについては、網野善彦「書評『東寺百合文書目録』」（『古文書研究』一二、一九七八年）、上島有「莊園文書」（『講座莊園史』一、吉川弘文館、一九七八年）が包括的に述べているが、研究史上の富澤③論文の意義については言及されていない。

そもそも、寺院等に残される莊園文書目録は当該時点での文書の所在を備忘のために（例えば收取等の要用のため）書き記したものである。従つて文書それ自体には特殊な情報は記されていない。それ故にそれまで看過されて來たと言える。しかし、莊園文書を含め、現存する文書が果たして当初のどの程度の割合の残存率なのか、これは中世史家が常に抱く不安である。氏は必ずしも残存史料が豊富とは言えない水無瀬莊を選んだ理由として、「残存する史料の偏りが、研究対象としてとりあげられる莊園に偏りをもたらすのを当然としても、史料に恵まれた特定莊園の研究から（それ以外の諸莊園の構造を）一般化するという方法」（二五一頁、括弧内評者による）の克服をあげている。その筆者の試みとして文書目録の活用があつたわけである。残存史料の欠如を補完すると

いう文書目録の役割を的確に指摘している。また、それに付随する課題として、「残存史料の意味の考察」が行われなければならない。そこから個別文書群全体の意味づけ、氏の言葉を借りれば「どのような意味で莊園体制確立の所産なのか」を考察する手がかりが与えられる。

こうした指摘は文書機能を踏まえながら、文書の在様に常に忠実である氏の手法が反映していると言えるのである。かくして、氏は安元元（一一七五）年に作成された目録は東大寺領莊園の根本文書の書上であり、そこに示された文書群は保元新制以降、寺家の莊園領有に法的根拠を与えたものであることを実証されたのである。

評者も富澤氏のこの指摘に学び触発されて、中世後期の寺院文書目録の役割を検討した（「備中洞松寺文書目録について」現在投稿中）。

以上見てきたように、『検注』は広大かつ深遠な理論を提示しつつ、史料を博搜しその一字一句をもおろそかにしない史料学的なアプローチにより手堅い実証を挙げている極めてバランスのとれた書であることがお分かりにならう。

続いて『道』の内容を簡単に見ていくことにしよう。

本書の副題に「——富澤清人の世界——」とあるように、本書は、氏の学問的な魅力を幅広く多岐にわたって紹介しており、その意味で『検注』とは違った趣を呈している。

本書の構成の中で特筆すべき点の第一は、著者富澤氏の仕事の中で一般に入手困難であったものが復刻されていることである。

①第二章「鎌倉期東国の在地構造研究のためのノート——香取文書を中心に——」（慶大歴史科学研究所『歴史学ノート』四、一九七一年）は、氏の処女論文であり、その後七〇年代の氏の「農民身分論」の出発となつた記念的な論文と言えるが、典拠雑誌が大学院生の自主的な団体の会誌であつたため、永らく入手困難であつた。今回の転載はまさに千天の慈雨ともいべきものである。領主と農民の隸属関係は領主による在家把握の有無を以て指標とすべきとする。

同様に、⑧第三章「中世の名寄帳」は、第一六回日本古文書学会大会（一九八三年六月二六日）における研究

報告を本書刊行委員会西岡芳文氏の責任で活字化されたもの。取帳と名寄帳の本来的な違いについて氏は既に「中世検注の特質」で言及されているが、本報告では更に踏み込んだかたちで名寄帳固有の性格を論じている。

本報告は氏の手により活字化こそされなかつたが、本書刊行委員会の努力によつてここに日の目を見るに至つた。氏の名寄に関する専論であり、前掲『検注』掲載の「中世検注の特質」、「検注と田文」の二つの論文と併せてお読みいただきたい。聞くところによると本論文は録音状態の悪い当日のテープを起こして成文されたものという。このような営為により本論文が公表されるごとに對し、評者として委員会並びに西岡氏のご尽力に敬意を払い、また厚く感謝申し上げたい。なお、本論文に氏の当日のレジュメが付されていることも併せて記させていただぐ。

さて、『検注』と『道』の一書には氏の代表的な論文がほぼ収められている。これらの論文がそれまでの研究水準を高からしめたことは言うまでもない。

⑥の『道』本編第一章「莊園体制の社会と経済」（逆井・北島・野田・富澤著『日本経済史』有斐閣新書、一九八二年、のうち第三章を転載）、同じく第五章⑩「中

「世史断章」(『日本史中世』NHK学園、一九八七年、のうち第一・二・七・八の各節を転載)の二つの概説・通史は、一般教育向けに書かれたものであるが、その随所に富澤氏自身の研究成果が盛られていることは一読すればお分かりになろう。『道』にはこうした氏の手になる概説・通史が数編収められている。本書の第二の特徴でもある。

例えば「特に在宅は、より実体的な収取単位として、

中世を通じて名別収取と並存した。在宅とは家屋・屋敷

地をまとめて「一宇」と把握したもので、生産活動を耕作田地に還元するのではなく、生産者に不可欠な生活の拠点を掌握するものである。中世の諸権力は、個人を掌握する手段を欠いていたが、在宅支配がそれに代るものであつたといえよう」(『莊園体制の社会と経済』『道』二六・二七頁)という文章などは、氏が「在宅を身分制の観点から捉え」(『検注』二二〇頁)ようとされた志向を想起させるものであるし、⑥「莊園体制の社会と経済」第二節「莊園体制の展開」における氏の記述は、明らかに七〇年代の氏の仕事を反映したものとなつてている。

⑩「中世史断章」の記述は、通信教材のテキストのため平易にはなっているが、『名語記』を引用するなど、氏

の研究姿勢がここでも特徴的に現れているといえる。なお各項目立ては次のようになつていて。

一 莊園制と公領

地方支配組織の変化 溫暖だつた九〜一二世紀
莊園整理令 大田文

二 院政と武士

院政の時代 院序と院司 源氏と平氏 保元・
平治の乱 平氏政權

三 莊園絵図の世界

莊園絵図とは 開田図 立券図 相論図 中分

四 寺社勢力

中世の国家 権門勢家 王法と仏法 顯密仏教

寺院の構成 寺社と莊園

中世の寺社勢力

各項目とも一〇〇〇字前後で記されている。特に第三節「莊園絵図の世界」については簡潔要領よくまとめられているので、初学者の概説的な用語集としても活用できよう。

概説書の中で氏は中世考古学の成果にも触れられている。例えば「莊園体制の社会と経済」第三節「莊園体制の変貌」のなかで北宋錢の流通に関する埋蔵錢発掘、

草戸千軒遺跡の陶磁器発掘などを挙げ三頁にわたって都市と田舎との流通について言及され、戦国期の城下町に至る都市形成の展望を披瀝する。それにつけても七〇年代後半から八〇年初頭と言えばまだ中世考古学は脚光をあびていない。その意味で氏の慧眼は特筆に値するが、近年の出土銭貨や中世港湾の考古学など、流通経済史を中心の中世考古学が大きなウェートを占めつつある。氏が存命ならばこの成果をどう受けとめ、発言なされるだろうか。

第四章⑨『資料画 日本の歴史』（クロスロード、一九八七年）は、生徒向けの教材用の資料画に氏が監修者として解説文を付したもの。これも第五章「中世史断章」と同様、解説文が要を得て簡潔であり、それ自体が用語集として活用できよう。項目立てを次に掲げる。一瞥してその魅力的な章立てに驚く。

一 荘園のくらし

- 1 若狭国の春日莊 2 子どもの世界 3 遊ぶ・学ぶ 4 都といなか 5 荘園にくらす人びと 6 奈良時代の莊園 7 荘園の成立 8 年貢と公事 9 荒田打ち（莊園の春） 10 田植え（莊園

の夏） 11 雨ごい（莊園の夏） 12 市 13 イネ刈り（莊園の秋） 14 年貢の納入・脱穀・もみすり（莊園の秋） 15 野焼きと開墾（莊園の冬） 16 冬のくらし（莊園の冬）

二 東国の武士たち

1 武士のやかた 2 つわもの道 3 やぐら門のまえで 4 いわいの席 5 京都大番役 6 元服の式 7 シカ狩り 8 びわ法師 9 源平合戦 10 祖父の出家 11 開墾のころ 12 所領の見まわり 13 鎌倉政所 14 にぎわう鎌倉の町 15 武士の都 16 いざ鎌倉

以上のように莊園制下の生活史に比重を大きくした項目立てであることは自明である。在地の実態に即した莊園村落と農民とを追求し続けた富澤氏ならではの仕立てとなっている。教材用資料の解説文とは言え、例えば第一節「5 荘園にくらす人びと」では氏の農民身分論を開したり、近年の莊園内古老に関する成果もちりばめている。「8 年貢と公事」も然りである。その中の一文「公事を負担できることは『公民』『百姓』として、社会的に一人前の扱いをうけることでもあり、誇りにさえ思

われたようです」（一〇五頁）は、租税を「おほやけごと」として受容する農民（基本的にはその思想は現代にも引き継がれていると思うが）の意識を的確に言い得てゐるのではないか。

このほか清水書院『新日本史A』の教科書執筆にも携わるなど、上記の概説を含め中学・高校・一般の「歴史教育」にも氏は足跡を残された。

第六章は、氏が各種辞典（吉川弘文館『國史大辞典』十一・十二・十四巻 一九九〇～九三年、平凡社『日本史大辞典』二一・六巻 一九九三～九四年、柏書房『古文書用語辞典』一九八三年）の項目を執筆されたものを辞典項目抄「一 中世の度量衡」、「二 土地制度そのほか」として転載したもの。なお、氏は「丈量の基本単位が多様なことは、とりもなおさず丈量方法の多様さを意味する」（『検注と田文』『検注』一〇頁）と指摘されており、度量衡の多様性と検注方法との関連を常に意識されていたことは明白である。

付編は、「一 批判と書評」、「二 追悼文」にわかれ

る。

「一 批判と書評」では生前富澤氏と親交の深かつた木村茂光氏による一九七六年度歴史学研究会大会における

る富澤報告「莊園制下における村落と農民」への批判（『歴史学研究』四四〇 一九七七年、に掲載されたものを転載）、同じく木村氏「書評 富澤清人著『中世莊園と検注』」（『日本歴史』五九二 一九九七年、に掲載されたものを転載）、山本隆志氏「書評 富澤清人著『中世莊園と検注』」を載せる。いずれも問題点を鋭く捉えた的確な批評となつており、『検注』上の保立氏の解説とともに、富澤氏の学問を振り返りながら、今後の我々の進むべき方向性を提示しているように思われるのでは是非お読みいただきたい。また、これら三氏の批評の背後に、同じ研究者であり、また同志でもあり、かつ友人でもあつた富澤氏に対する深い親愛の情と敬意、そして無念さを感じ取れるのである。「二 追悼文」をも読むにつけ、「富澤清人氏の死」を我々は改めて感ぜざるを得ないのである。

三

以上、冗長ではあるが二書を紹介してきた。そこで、この二書の中で気のついた点などを若干述べ、書評の任を終えたいと思う。

氏の研究に貫徹しているテーマは、莊園体制下における

る領主と農民間の関係把握、そしてその媒介となる中世的 土地所有問題であった。七〇年代・八〇年代とその作風に趣の違いが若干あるが、理論と実証とをバランス良く調和させた形でこのテーマを追われているというのが評者の第一の感想である。そしてこの両テーマが密接不可分に連関している事実はすでに指摘した。氏はよく、「世界」の意味で小宇宙という言葉を用いているが、この二冊あわせてまさに富澤氏の「小宇宙」を形成しているといつて良いのではないか。この小宇宙のなかで、富澤氏は従来の農民史・農村史とは毛色の異なるオリジナルな研究的軌跡を描いてきたのである。

そうした富澤氏のオリジナリティが戦後における中世領主制研究のいわばアンチテーゼとして生み出されたことは、個々の論文の視角から明瞭である。

しかしそれ故にどうしても氏の研究には、領主や国家というような上級の支配関係の視点が抑制されてしまうという印象があるのでないか。富澤氏以前の在地領主制研究は、「個別領主文書での在家と田畠の結合とは、領主による両者の一元的支配の実現を示すものであっても、直ちに農民の進化を示してはいない」（『検注』二二〇頁）ものであり、氏の視角はあくまでも「農民の進

化」であった。そこから、土地帳簿や台帳を史料学的に耐えうる素材に引き上げる、いわゆる富澤氏オリジナルの「帳簿史料論」が展開していくわけである。その中から公的性格を持つ農民、すなわち上級者から外的に性格付与される農民、の身分的位置づけと進化、を抽出しようと試みるのが、富澤氏の手法であつたのであるから、評者の如上の指摘は必ずしも氏の意を酌み取つていないのである。

しかし例えれば、氏が強調したことの一つに中世社会における「公事收取関係」の本質的な役割がある。公事を納めることによって領域における「住人」としての認知を受け社会的な身分を付与されると言う指摘は極めて重要である。しかし、疑問なのはなぜ農民が公事を受容し続けるのか、ということである。それは氏が「莊園体制下における村落と農民」のなかで「公事收取体系を基本的に解体せぬまま、あるいはそれを再編強化しながら続けられた農民闘争の評価を問い合わせ直す必要があろう」（『検注』一四八頁）と展望を述べられている指摘にもつながる。年貢・公事とともにきわめて政治的な側面を持つのは言うまでもない。例えば、領主が農民から公事（それが領主の私的収取であつても、である）を常に徴収できる

ということは、やはりどうしても農民に優越する領主像を描かざるを得ない。その優越性を氏は如何にお考へであつたろうか。

更には年貢・公事を負担する住人は、すなわち中世的な土地所有体系に組み込まれている、土地所有者でもある。土地の所有には一方で何らかの法的根拠を要するはずである（中世的所有については分厚い研究史があるが、さし当たつて新田一郎氏「日本中世法制史研究の動向から」『法制史研究』三六 一九八六年、新田氏『日本中世の社会と法』東京大学出版会 一九九五年、上杉和彦氏『日本中世法体系史論』校倉書房 一九九六年、井原今朝男氏「寶月圭吾研究資料『中世売券』について』『長野県立歴史館研究紀要』二 一九九六年、の著作が近年までの研究史を総括的にまとめているので参考されたい）。土地所有論の片翼とも言うべき法的根拠についての叙述があれば、本書は氏の視角をより明確化ならしめたのではないだろうか。

例えば領主の代替わりごとに行われる新寄進・重寄進と呼ばれる行為も、一面から見れば、上分を上納しそれに対して所有権安堵が行われる互酬関係とも言える。こうした互酬関係も、勧農や賦も含め、領主・農民間の問

題を考察する一視点となるべきである。

また、富澤氏が在家関係文書としてその活用について述べられている田畠売券・譲状・寄進状について、結局氏は論文中で積極的な史料活用はなされなかつた。氏が述べられるように、従来の在家論が「田畠との領主文書上での結びつきに隸属の度合いを求めるよう」（傍点筆者による）とした点に限界があつたとするならば、むしろ私文書と呼ばれる如上の文書群の検討こそが新たに必要だつたのではないだろうか。

最後に。氏は教育の場でも大きな足跡を残された。その業績は『道』に収められている。欲を言えば、諸大学での講義録も採録していただければ、未だ活字化されていない氏の構想や課題、問題意識等が明らかになつたことであろう。富澤氏の学問的な魅力を伝える好著だけに、どうしても評者の望みは底知れず深いものになつてしまふ。しかしこれは評者の個人的望蜀であつて、もとより本書の光沢が失せられる事などあらうはずもないのである。

おわりに

以上、故富澤清人氏の二書を紹介してきた。もとより

評者の誤読・曲解を恐れるものであるが、それは門外・
浅学の為せる業である。ご海容を乞う次第である。富澤
氏の教えを受けその学問の一端に触れたものとして、読
者諸兄姉に是非ご一読を勧め、書評の任を終えることと
したい。

最後に、改めて氏のご冥福をお祈りする。

（『中世莊園と検注』二七六頁 三一〇〇円 吉川弘文館 一
九九六年九月刊、『中世莊園への道—富澤清人の世界—』二四
九頁 私家版 富澤清人遺稿集刊行委員会「事務局」〒108 東
京都港区芝浦2-14-5 藤本正行氏方） 一九九七年九月刊）

付記

『道』の巻頭頁には在りし日の富澤さんの写真が載せられ
ています。撮影一九九四年三月と言えば丁度評者が慶應義塾
大学での氏の講義を受け終えた思い出深い頃です。

「何か調べて分かつたことがあつたら教えて下さい」と言
うのが先生の口癖でした。いつだつたか、私が源頼政の交名
について報告したときもそうでした。予想外にもレジュメに
多くの書き込みをなさりご自身のノートにもなにやらメモを
されていたのを昨日のように覚えています。そしてあの柔和
なお顔のまま適切なコメントをして頂くのでした。

「いずれ皆で研究会をやりましょう。今度何か書いたら見
せて下さい。」最後の講義の折の富澤さんのお言葉は今でも

耳から離れません。

その後富澤さんとお会いすることは一度も出来ませんでした。
拙文もご覧頂くこともありませんでした。
私にとつての最後の言葉。そして巻頭のお写真。先生、どうか安らかにお眠り下さい。